

愛媛県漁業取締船代船建造設計委託業務仕様書

愛媛県漁業取締船の建造に係る設計業務の実施に当たっては、建造に至る関係諸法規に適合することはもとより、漁業取締りが安全かつ適正に実施できるよう設計するものとし、法令に定めのあるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 業務名

愛媛県漁業取締船代船建造設計委託業務

2 設計契約期間

契約成立の翌日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

3 委託業務内容

(1) 業務委託の範囲

ア 代船建造に係る概略設計及び設計業務一式及び成果品の引渡

イ 機械、機器、装置類の能力・形式についての検討

ウ 代船に関する建造仕様書の作成

(総トン数計算書、一般配置図、中央断面図その他見積書を含む。)

エ 代船の仕様書に関する説明資料の作成

(2) 成果品の内容及び納入期限

委託業務	納入設計図書	数量	納入期限
概略設計	建造要目書（概略）	10 部	令和 7 年 8 月 29 日（金） 中間報告：令和 7 年 7 月 31 日（木）
	一般配置図（概略）	10 部	
	船価調書（概略）	10 部	
基本設計	建造仕様書	10 部	令和 7 年 9 月 30 日（火）
	一般配置図	10 部	
	線図及び船体寸法図	10 部	
	中央断面図	10 部	
	計画重量・重心トリム 計算書	10 部	
	船価調書	10 部	
	船価調書（金抜き）	10 部	

(3) その他

ア 設計に当たっては、愛媛県庁水産課及び愛媛県漁業取締船船員（以下「県関係者」という。）と共に検討し、関係法令等に基づく仕様、装備とする。

イ 航海、機関等の内容を勘案した適切な能力等を県関係者と共に検討すること。

- ウ 船員が直接操作する機器等について、安全性を県関係者と共に十分検討すること。
- エ 建造仕様書（一般配置図等）について、デジタルデータを提供すること。
- オ 現在所有する漁業取締船せとかぜと代船建造する取締船の仕様比較表を作成すること。（比較項目は協議による。）
- カ 設計に係る協議及び打ち合わせ会場について、原則として愛媛県庁内（松山市一番町四丁目４番地２）で行うものとし、受注者の出席に伴う経費は受注者の負担とする。
- キ 協議回数は、月に１回程度とし、それ以上の回数が必要な場合は、発注者と受注者で協議の上決定するものとし、以下、各１回開催することとする。
- （ア）概略設計打合せ協議
- （イ）概略設計中間報告協議
- （ウ）概略設計最終報告及び基本設計打合せ協議
- （エ）基本設計最終報告

４ 船舶概要等

（１） 船舶概要（船体概要）

ア 取締船の規模	総トン数 45 トン程度（カの速力を確保できる範囲内において主要寸法等を検討）	
イ 用途	漁業取締り及び災害対応	
ウ 航行区域又は従業制限	JG 沿岸区域 第三種漁船	
エ 定員	8 名程度（24 時間以内 12 名以上）	
オ 航続距離	500 マイル程度	
カ 速力	最高速度 50 ノット以上 巡航速度 45 ノット以上	
キ 船質	軽合金（アルミニウム合金材）	
ク 機関	主機関	2,000kW 程度×2 基 4 サイクル高速ディーゼル 経済性と静隠性を検討すること。
	補機関	55kW 程度×1 基 静穏性を検討すること。
	推進装置	ウォータージェット推進装置
	その他	・ウォータージェット推進装置における高度船舶制御機能の追加を検討すること。 ・船体安定のため、アンチローリングジャイロの導入を検討すること。 ・自動船位保持装置の導入を検討すること。

ケ タンク容量	燃料タンク	10,000L 程度
	清水タンク	1,200L 程度

(2) 居住環境及び漁撈機器、観測設備

ア 船型	ディーベストⅤ型を基本とし、設計段階で適切な形（十分な復元能力、耐波性能の確保）を提案すること。	
イ 船橋関係	航海計器、無線機器、主要機器等の装備は、デジタル技術を活用した最新式のものとすること。	
ウ 居住区関係	乗組員室	乗組員室は、船員のプライバシーを確保するため、個室２部屋、２名室を２部屋確保するよう検討すること。
	取調室	
	賄室	その他、設計の段階で、業務の効率化、乗組員の就業、居住環境の向上確保を図り、適切な居住区を提案すること。
シャワー室		
	便所	女性乗組員の配備を想定した設計を提案すること。
	操舵室等	
	その他	
エ 漁撈関係	電動キャブスタン、漁撈キャブスタン、サデ用ワイヤ巻取機等を作業が実施しやすいように配置すること。	
オ 漁業取締り等設備関係	・サーチライト（２kW、300W） ・電子海図 ・船舶用LED式電光掲示板 ・淡水化装置（10トン/日程度） ・赤外線監視システム ・レーダー連動型漁業監視支援システム その他、航海関連情報、保安情報等の必要な情報を収集できる最新式のモニターの設置（スマートブリッジ）の導入を検討し、航海機器、監視装置、無線装置等の装備は、最新のデジタル機器を提案すること。	
カ その他	・船内感染症の蔓延防止に配慮した空調を検討すること。 ・通信環境の整備を検討すること。 ・人数に応じて、シート等を高速航行に対応するものにすること。 ・落水者の救助のため、リフターの設置を検討すること。 ・船首側で水深を測れるソナー機器の設置を検討すること。	

(3) その他

ア 法律等に適合した救命・消防・無線・汚水・廃物等の設備や装置を設置する

こと。

イ 操舵室は安全な運航はもとより、設計の段階で適切な設備とスペースを検討すること。

ウ 船内に救命胴衣等を格納できること。

エ 階段下のスペースを有効に活用すること。

オ 備品類、賄器具類等諸設備を備えること。

カ 災害時の使用を検討し、非常時通信網拠点（船舶基地局）を検討すること。

キ 船舶保安規程に係る文書の一切を作成すること。

5 その他

(1) 工程表

設計業者（以下「甲」という。）は、契約締結後7日以内に工程表を作成し、愛媛県（以下「乙」という。）に提出しなければならない。なお、契約内容が変更された場合において、必要があると認めるときは、乙は工程表の再提出を請求するものとする。

(2) 監督員

ア 乙は、監督員を置いたときは、その氏名を甲に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

イ 監督員は、この契約書の他の条項に定めるものの他、次に掲げる権限を有する。

（ア） 乙の意図する成果物を完成させるための甲又は甲の主任技術者に対する業務に関する指示

（イ） この契約書の記載内容に関する甲の確認の申出又は質問に対する承認又は回答

（ウ） この契約の履行に関する甲又は甲の主任技術者との協議

（エ） 契約の履行状況の調査

(3) 主任技術者

ア 甲は、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、氏名その他必要な事項を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

イ 主任技術者（主任技術者を2名以上定めた場合にあっては、これらの主任技術者を統括する主任技術者）は、この契約の履行に関し、業務の管理を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく甲の一切の権限を行使することができる。

ウ 甲は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限

の内容を乙に通知しなければならない。

(4) 設計打合せ

監督員の指示により、設計図書の作成の段階ごとに案を提示し、監督員との打合せの後、承認を得ながら設計図書の作成を進めるものとする。

(5) 検査等

船舶安全法、漁船法、船舶職員法、船舶のトン数の測度に関する法律、電波法、海上衝突予防法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びにその他の国内船舶法令に合格すること。水産庁漁船依頼調査及び愛媛県の監督検査を受け合格すること。